

# 事務所衛生基準規則

項	目	事務所則	基準	備考	
事務室の環境管理	気積	2	10m <sup>3</sup> /人以上とすること	定員により計算すること	
	窓その他の開口部	3①	最大開放部分の面積を床面積の20分の1以上とすること	20分の1未満のとき換気設備を設けること	
	室内空気環境基準	一酸化炭素	3②	50ppm以下とすること	検知管等により測定すること
		二酸化炭素		0.5%以下	〃
	温度	10℃以下のとき	4①	暖房等の措置を行うこと	
		冷房実施のとき	4②	外気温より著しく低くしないこと	
	空気調和設備または機械換気設備	浮遊粉じん(約10マイクロメートル以下)	5①	0.15mg/m <sup>3</sup> 以下とすること	デジタル粉じん計、ろ紙じんあい計等により測定すること
		一酸化炭素		10ppm以下	〃
		二酸化炭素		0.1%以下	〃
		ホルムアルデヒド		0.1mg/m <sup>3</sup> 以下	2・4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集-高速液体クロマトグラフ法、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1・2・4-トリアゾール法により測定すること
	気流	5②	0.5m/s以下	〃	0.2m/s以上の測定可能な風速計により測定すること
	空気調和設備	室温	5③	17℃以上28℃以下になるように努めること	0.5度目盛の温度計により測定すること
		相対湿度		40%以上70%以下	〃
	作業環境測定(安衛法施行令第21条第5号の室)		7	室温、外気温、相対湿度、一酸化炭素、二酸化炭素について2月以内ごとに1回、定期に行うこと ただし、室温および湿度については、1年間、基準を満たし、かつ、今後1年間もその状況が継続すると見込まれる場合は、春(3~5月)または秋(9~11月)、夏(6~8月)、冬(12~2月)の年3回の測定とすることができる	測定結果を記録し、3年間保存すること
	ホルムアルデヒド		7の2	室の建築、大規模の修繕、大規模の模様替を行った場合は、当該室の使用を開始した日以後最初に到来する6月から9月までの期間に1回、測定すること	2・4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集-高速液体クロマトグラフ法、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1・2・4-トリアゾール法により測定すること
	燃焼器具	室等の換気	6①	排気筒、換気扇、その他の換気設備を設けること	
器具の点検		6②	異常の有無の点検を毎日行うこと		
室内空気環境基準		一酸化炭素	6③	50ppm以下とすること	検知管等により測定すること
	二酸化炭素	0.5%以下		〃	

項 目			事務所則	基 準	備 考	
事 務 室 の 環 境 管 理	空 気 調 和 設 備	冷 却 塔	水 質	9の2	水道法第4条に規定する水質基準に適合させること	
			点 検		使用開始時、使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期に行うこと	冷却水についても同様に点検を行うこと 点検の結果、必要に応じて清掃、換水を行うこと (1月を超える期間使用しない冷却塔に係る当該使用しない期間は、該当しない。)
			清 掃		1年以内ごとに1回、定期に行うこと	冷却水の水管についても同様に清掃を行うこと
		加 湿 装 置	水 質		水道法第4条に規定する水質基準に適合させるための措置をとること	
			点 検		使用開始時、使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期に行うこと	点検の結果、必要に応じて清掃を行うこと (1月を超える期間使用しない加湿装置に係る当該使用しない期間は、該当しない。)
			清 掃		1年以内ごとに1回、定期に行うこと	
	空 気 調 和 設 備 の 排 水 受 け	点 検	使用開始時、使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期に行うこと	点検の結果、必要に応じて清掃を行うこと (1月を超える期間使用しない排水受けに係る当該使用しない期間は、該当しない。)		
	機械による換気のための設備の点検			9	初めて使用するとき、分解して改造、修理したときおよび2月以内ごとに1回定期的に行うこと	結果を記録し、3年間保存すること
	採 光 ・ 照 明	照 度	精密な作業	10	300ルクス以上とすること	
			普通の作業		150ルクス以上	〃
粗な作業			70ルクス以上		〃	
採光・照明の方法		①明暗の対照を少なくすること(局所照明と全般照明を併用)	局所照明に対する全般照明の比は約10分の1以上が望ましい			
照明設備の点検				②まぶしさをなくすこと	光源と眼とを結ぶ線と視線とがなす角度は30度以上が望ましい	
照明設備の点検				6月以内ごとに1回、定期に行うこと		
騒 音 の 等 防 止	カードせん孔機、タイプライター等の事務用機器を、5台以上集中して作業を行わせる場合		12	①作業室を専用室とすること		
				②専用室はしゃ音および吸音の機能をもつ天井および隔壁とすること		

項 目		事務所則	基 準	備 考		
清	給 水	水 質 基 準		水道法第4条に規定する水質基準に適合すること	地方公共団体等の行う検査によること	
		給水せんに おける水に 含まれる残 留塩素	通常	13	遊離残留塩素の場合0.1ppm以上とすること	
			汚染等 の場合		結合残留塩素の場合0.4ppm 〃	
					遊離残留塩素の場合0.2ppm 〃	
					結合残留塩素の場合1.5ppm 〃	
	排 水 設 備		14	汚水の漏出防止のための補修およびそうじを行うこと		
	清掃等の実施	大掃除		6月以内ごとに1回、定期的、統一的に行うこと		
		ねずみ、 昆虫等	発生場所、生息場所、侵入経路、被害の状況の調査	15	6月以内ごとに1回、定期的、統一的に行うこと	調査の結果に基づいて、ねずみ、昆虫等の発生を防止するため必要な措置を講ずること
			殺そ剤、殺虫剤		薬事法の承認を受けた医薬品または医薬部外品を用いること	
	廃 棄 物		16	労働者は、廃棄物を一定の場所に棄てること		
潔	便 所	区 別	17	男性用と女性用に分けること	清潔に保ち、汚物を適当に処理すること	
		男性用大便所		60人以内ごとに1個以上とすること		
		男性用小便所		30人以内ごとに1個以上とすること		
		女性用便所		20人以内ごとに1個以上とすること		
		便 池		汚物が土中に浸透しない構造とすること		
	手洗い設備	流出する清浄な水を十分に供給すること				
洗 面		18	洗面設備を設けること			
被服汚染の作業			更衣設備を設けること			
被服湿潤の作業			被服の乾燥設備を設けること			
休 養	休 憩		19	休憩の設備を設けるよう努めること		
	夜間の睡眠、仮眠		20	睡眠または仮眠の設備を設けること	男性用、女性用に区別すること 寝具等必要な用品を備え、かつ、 疾病感染を予防する措置を講ずること	
	50人以上または女性30人以上		21	が床することのできる休養室または休養所を設けること	男性用、女性用に区別すること	
	持続的立業		22	いすを備え付けること		
救急用具の備え付け		23	負傷者の手当に必要な用具、材料を備えること	備え付け場所および使用方法を周知すること 救急用具等を常時清潔に保つこと		